（郵便物認可）　（本號八面）　明治二十四年二月十八日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百三十四號
明治廿四年二月十八日　水曜日
舊暦辛卯正月十日　（乙亥）

（西暦一千八百九十一年）

岡山　出午前六時二十七分　入午後五時二十四分
月　出午前零時二十一分　入午前二時二十八分
岡山　干潮午後零時二十七分

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セス其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報紙ヲ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は郵送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで郵送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を郵送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價郵送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

豫算論の結局を如何せん

衆議院に於ける豫算論は着々査定案の勝利とありたれば第三次會も定めて勢に乘じて通過するとあらん然るに政府にては松方大藏大臣の演說にも到底これに同意すると能はずと云ひ貴族院にても亦同意し難しとの內評ありて其結局は議會解散か豫算不成立か孰れにしても目出度からざる次第ありとて朝野ともに心を痛むる切迫の場合に際會せり我輩は決して左る切迫の譚にあらずと思惟する者なれども飽まで結局の平穩あらんことを希望して爰に其理由を開陳せざる可らず蓋し此豫算論に付ては豫算問題と憲法問題との二樣ありて互に相錯綜せるもの〻如し

第一豫算問題　政務の冗費を節減すべしとは豫てより我輩の熱心に主張する所なれども積年當局者の因循姑息にて豪者浪費の弊を釀成したる因緣由來ありて俄に一新す可らざる明治政府の組織なれば國會開設したればとて急劇の變革は決して無用なり徐々に歩を進むべしとの旨意ありしに或る一派にては之を彌縫策と嘲り國會の豫算委員も僅々二週前後の批評を以て豫算查定の能事畢れりとなし遂に彼の查定案なるものを呈出して閣後ます〻之を保護するに勉めたり當時我輩は豫算減額の變則と題し一言したるみとあり

（前略）豫算に對して議員の查定する所は決して適當の論據を有するものに非ず然らば豫算は原案の儘にして通過すべきか政費は節減す可からざるかと云ふに否々然らず政務に冗費多きは何人も許す所の事實にして其證據に乏しからざれば之を削減したればとて施政の實際に妨げあきのみか人情の顯點として傷より之を削減するに非ざれば自ら節制を加へて儉約の實を擧ぐるものに非ず從來の政府に於ても屢々節制を加へんとして而して其行はれざりし所以は必竟右の朋黨に外ならざれば此回國會の開設したる上は其議決によりて豫算を削減し行政部をして冗費の餘裕あからしむるは頗ぶる必要の處置なるが故に我輩に於ても成るべく政府を制肘せんと欲する者あれども左ればとて議員等が開會匆々不案內の手を以て直ちに官制改革に迄も進入し行政の巨細を一々料理せんとするに至ては理固より適當の方法を施し得べき筈おきのみか偶々政府に不認可の口實を與ふるに過ぎずして却て冗費を節減するの素志を空ふするに至るみとあるべし（中略）眞の冗費の所在を辨せずして强て豫算を削減したる其結果は無用の費目を減せずして却て必要の邊に向ひ意外の不都合を釀すみとあるも可し之れを要するに豫算案を查定して一々廢除削減の費目を指圖するは我輩の事として國會の能くし得ざる所あれば綿密の調查は後會に讓るとして兎に角に政費は漸次に削減す可き者と認め今回は先づ歲出總額の三分乃至四分即ち二三百萬圓を減じ其上の事は都て政府の德義に一任して實地の取計らひを付託する時は事に過ち少なくして處置甚だ穩當ある可し尤も右の如く豫算案を查定せずして政費を認定するは決して議事の正則に非ざれば政府は法律上國會の此所望に聽從するの義務あしと雖も八千萬圓中より二三百萬圓を削減すべしとの認定は政府も爭ふ能はざるの認定にして漠然たりとて容ひ可らず又傷義上免かる可らざるの責任あれば雙方納得の上イロ〻〻之を實行するに當ては政府は今の豫算案を撤回し更に二三百萬圓を減じたる豫算を呈出して國會は一議に及ばず之を可決するとも其邊の方法は難からざるべし或は斯る變則にては議會の信用を傷け價値を損するの恐れありとて決斷に躊躇するもあらん歟あれども實際前記の如く匆忙の中に開設したる國會にして充分に正則を行ふみと能はざる場合なれば大計を後日に期して暫く變則に從ふみそ國の爲めに謀りて却て親切ありと云ふべく將た議會の精神に背かざるものと云ふべし（後略）

然るに國會の爲す所は爰に出でずして實地に行はれ難き查定案の勝利となり政府も同意せず貴族院も同意せざらんとして或は豫算不成立ともあらば國會は前文に所謂節減の素志を空ふする者に非ずや然りと雖既往は追へども及ぶ可らず衆議院にては此儘查定案に一決する事ならんあれば特む所は貴族院との兩院協議會に在るのみ尤も協議會ある者は雙方より十名づ〻の委員を出だし而して其議長は抽籤によりて決するの定めなれば何れか議長を出だしたる方は即ち一名を失ふ譯にして決議の際に敗を取るべければ何の造作もなきみとあるから衆議院にして勝を制するときは政府は不同意などと云ふの殺風景に陷り貴族院にして勝を制するときは豫算不成立乃至上奏等の不體裁あるべし左れば政府にても濫に憲法を云々するを憚り貴族院が衆議院に同意せずしてイヨ〻〻兩院協議會を開くときは茲に政府より提出したる豫算案に就き更に自ら陞正を加へ行ひ得らるゝ限りの削減を施して第二の豫算案を造り之を協議會の參考に供して其成立を希望し以て圓滑ある調停を謀らんとの積りあるよし仄聞けり是れぞ即ち我輩が前文に抄記したる如く歲出總額の三分乃至四分を減じ其實地の取計ひは政府に一托すべし政府は今の豫算案を撤回して第二の豫算を呈出し國會は一議に及ばず之を可決云々との旨意に彷彿たるものにして唯國會より之を申出さずして政府より進み來たる迄の事あれば我輩は政府に向て是非に懇の如く取計はん事を希望し貴族院に向ては始めより衆議院の議決を言下に排斥し又は抽籤に決せずして恐ろなる協議會を開き政府の第二豫算案を成立せしめん事を希望し衆議院に向ては飽まで前說を固執せずして國の爲めに一歩を讓りて穩かに之に同意せん事を希望する者あり

若しも政府及び貴衆兩院ともに我輩の希望に反して互に相違外せんか是に於てか憲法問題起る（以下次號）

官報

〇正表　去る八日の本欄に掲げたる司法官告示第二十二號中若松區裁判所廢多方出張所開廷期日二月三月中、同區裁判所野蒔出張所開廷期日十一月十二月は十一月十二月中の誤なりと昨日の官報に是正したり

〇宮內省告示第七號

本年二月十四日感化親王殿下ノ妃慰子殿下分娩王女降誕實枝子ト名ケラル

明治廿四年二月十七日　宮內大臣子爵土方久元

〇逓信省告示第三十七號

土耳其帝國ハ今般萬國郵便爲替約定ニ加盟セリ

明治廿四年二月十七日　逓信大臣伯爵後藤象二郎

〇警察令第二號

明治二十四年（一月）警察令第一號荷車取締規則第四條但書モノヽ下ニ「竝鐵、秣、等ノ如キ輕量ニシテ危害ノ虞ナキモノ」ノ二十一字ヲ追加ス

明治廿四年二月十七日　警視總監子爵田中光顯

警察令第二號參照

警察令第一號荷車取締規則（明治二十四年一月二十一日）抄錄

第四條　積荷ハ車廂ヨリ高サ六尺以上ニ積載スヘカラスル事

荷車ハ車廂ヨリ高サ六尺以上ニ積載スヘカラサルモノニ限ルハ此限ニアラス

雜報

〇福羽氏の建議　福羽美靜氏は素て我國の實力を養成するは版圖を廣むるに在ると以て新に殖民省を置き殖民大臣以下の官を設けて廣く海外に殖民地を覓むべく其經費は已に衆議院に提出しある歲計豫算を改定し陸海軍及び帝國大學の經費を除くの外は悉く節減を加へ其剩餘を以て之に充つべしとの意見を有し已に過日も華族會館等にて演說したる事ありし由なるが此程又內閣へも右に關する建議書を差出したりと云ふ

〇軍艦千鳴の構造　去る明治二十年佛國に注文したる軍艦千鳴は水雷捕獲艇にして噸數は僅かに七百五十なれども其速力は一時間に二十四節を走る所の最と輕快なる鋼鐵艦なり而して其乘組員は九十六人を以て限となし專ら水雷を捕獲するの用に供するものなれば上甲板の周圍には二萬燭光の電燈六個を据附け船體の裝甲も極めて堅固なるものなりと云ふ抑も我が海軍省が此軍艦を佛國に注文したるは佛國は鎌鐵に妙を得たるを以て同國にて製造したる鋼鐵は假令へ彈丸に觸るゝも他國製のものと異にして只彈丸の中りたる部分に穴の明くのみにて少しも他の部分に罅破れを生ずるが如き心配なし故にさ

るを防ぐが爲め所に當嵌め以て出來得べし近頃んと目下研究中するに付き同艦人にして內士官は一名も乘込まの困難とも云ふめ大洋を航するり入る恐れありて何にも堪へ難き洋を回航するも別に注文したる軍艦るべしと云へり

〇各裁判所長會議院長及び裁判所開くに付目下用上にも記載する所と云ふを聞くに第院議員撰擧區更議員に意見書を送事、第五郡分合に就ては意見書に

春、加賀美平八郎黑眞方、牧野貫、加山梨縣有志五百名みとに定め近藤之携へて東上し昨日先頃同政社の議決京したる由の早川案の意見書を衆京の有志者と連絡ちたる同縣人等を

〇東京府士族總代日を以て東京府議る南嶋商會の財產したりしが讓受郡區士族總代の名代中に於て之を

ものとあるの疑ひくるみとしあるも て全く確定したる開き處分方を議す

〇黑川第三師團長て三州擧母地方へ

〇委員の上京　山る有志者は帝國議が其內二名の委員書面を携へ上京は更にまた幾多の合ありと云ふ

〇本鄉區教育會の午後一時より同區きしが出席員二百あり次に村崎常治し」辻新次氏「徒